

公益財団法人山梨県農業振興公社農地中間管理事業規程

制定 平成26年 3月19日

第1章 総 則

(事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人山梨県農業振興公社（以下「公社」という。）は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条の規定により山梨県知事（以下「知事」という。）が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に則して、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が農地中間管理事業を実施する区域は、山梨県（以下「本県」という。）における市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項）以外の区域とする。

ただし、市街化区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合には、当該協議が調ったものに限る。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げる土地（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
 - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
 - 三 次に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調整、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
 - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地並びに第4号に掲げる開発して農用地又は農業用施設の用に供されることが適当な土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せて行う場合に限るものとする。

(市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進)

第4条 公社は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村と

その作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして情報共有を図るとともに、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

- 2 公社は、地域における窓口としての機能を確保するために、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行うものとする。さらに、必要に応じて、市町村公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。
- 3 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 公社は、法第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画（以下「農用地利用配分計画」という。）を定める場合には、原則として全ての市町村や市町村が指定する者に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取のうえ、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

（業務の委託）

第 5 条 公社は、農地中間管理事業に係る業務のうち、次に掲げる業務について、業務を適正かつ確実に実施することができる者として知事が指定した者への委託を進めるものとする。

- 一 窓口業務
- 二 事業周知のための広報並びに出し手の掘り起こし及び交渉
- 三 借受予定農用地等の位置、耕作状況、権利関係等の確認
- 四 契約締結に係る事務
- 五 借受希望者の選定及び交渉
- 六 出し手及び借受希望者に対し、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることの説明
- 七 農用地利用配分計画の作成支援
- 八 利用条件改善業務（法第 2 条第 3 項第 3 号の業務をいう。以下同じ。）
- 九 賃料の収受・支払
- 十 農用地等の管理（畦畔・法面の修繕、草刈・管理耕作等）
- 十一 出し手・借受希望者及び貸借に関するデータ管理
- 十二 その他委託が必要と認められる業務（法第 22 条に規定する業務を除く。）

第 2 章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

（重点的に実施する区域）

第 6 条 公社は、担い手への農地集積を円滑かつ効果的に推進するため、農地中間管理事業の重点実施区域を設置するものとする。

- 2 重点実施区域は、人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とするものとする。
- 3 なお、公社は、前項の区域以外においても、農地中間管理事業を行うことができるものとする。

（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）

第7条 公社が農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）を取得する農用地等の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること
- 二 農用地等の効率的な利用を図るため、一定面積以上のまとまりを形成することが可能な農用地等
- 三 再生不能と判断される遊休農地（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づきB分類に判定された農地）でないこと
- 四 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農用地等でないこと
- 五 当該区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情から見て農用地等の貸し付けができる可能性が著しく低い地域に存する農用地等でないこと
- 六 当該農用地等の賃借料が、農業委員会が提供している借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること

（農地中間管理権の取得方法）

第8条 公社は、農用地等の所有者から農地中間管理権の設定の申出があった場合には、当該申出に係る協議を行うものとする。

- 2 公社は、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために必要と認められる場合には、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し出ることができるものとする。
- 3 公社は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等との連携を密にして、地域における人・農地プランの作成や見直しの状況、担い手の状況、遊休農地の現状及び今後の見通し等を把握するとともに、公社を活用した農地利用の集積・集約化の機運醸成に努めるなど、農地中間管理権の取得に向けた環境の整備に取り組むものとする。
- 4 公社は、貸付希望者から申し出があった場合等には当該者及び農用地等をリスト化するとともに、貸付希望者の営農継続の状況、借受希望者への転貸の時期等を勘案しながら、適切なタイミングで借り受けることにより、公社への滞留期間を極力短くするものとする。
- 5 公社は、農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 6 公社が農地中間管理権に係る農用地等を借り受ける期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として10年以上となるようにする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができるものとする。
- 7 公社は、利用意向調査によって公社への貸付けの意向が示された遊休農地や、公社と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

（貸付先の決定方法）

第9条 公社は、次に掲げる原則に基づき、公平かつ公正に農用地利用配分計画の策定や、市町村による公社を經由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下

「集積計画一括方式」という。)への同意による農用地等の貸付の相手方の選定及びその変更を行うものとする。

- 一 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せ得ること
 - 二 借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること
 - 三 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること
 - 四 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
 - 五 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること
- 2 公社が行う農用地等の貸付は、次に掲げる要件をすべて満たしている者に行うものとする。
- 一 貸付の相手方が、法第 17 条第 2 項の規定により公表されている者であること
 - 二 法第 18 条第 5 項に掲げる要件を満たす者であること
 - 三 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であること、又は貸付けを受ける農用地等で耕作を開始するまでに適当な水準になる見込みがあると認められること
 - 四 その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画における農用地利用計画に定める用途に従って利用することが確実であると認められること
- 3 公社は、1 の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。
- 4 公社は、地域内で利用権の交換等を行う場合又は集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農用地等を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない限り、優先して貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。
- 5 公社は、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- 6 前 2 項に規定する場合以外においては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、優先順位をつけたうえで、順次協議を行うものとする。
- 一 現在経営している農用地等との位置関係
 - 二 当該借受希望者（認定就農者を含む。）の希望条件との適合性
 - 三 地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか、農業経営の継承に資するかどうか等）
- 7 公社は、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- 8 選定に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会等を設置し、意見を求めることができるものとする。
- 9 市町村が集積計画一括方式を検討している場合、公社は、市町村段階において、1 から 8 までの貸付先の決定方法に即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- 10 公社の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、

一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

- 11 公社が行う農用地等の貸付に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 12 公社は、知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、借受希望者の募集、地域農業者の協議の場、戸別訪問、電話・メール・インターネットその他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

第10条 公社は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(利用条件改善業務の実施)

- 第 11 条 公社が農用地の利用条件改善のために実施する農用地等の改良、造成または復旧、農業用施設の整備等については、公社が10年以上の期間、農地中間管理権を取得している農用地であって、かつ、次のいずれかに該当する場合に実施するものとする。
- 一 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望している場合
 - 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容からみて、利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付が確実に行われると見込まれる場合
 - 三 第12条の研修事業の実施のために利用条件改善が必要となった場合

(研修事業の実施)

- 第12条 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。
- 2 公社は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
 - 3 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね2年以内とする。
 - 4 本事業は、就農支援センター、地域普及センター、県農業大学校、農業委員会系統組織、農業協同組合、担い手支援組織、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
 - 5 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
 - 6 公社は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第13条 公社は、農地中間管理事業に係る相談又は苦情に対応するため、公社の主たる事務所に相談又は苦情に応ずる窓口を設置するとともに、業務の委託により、市町村

等に相談窓口を設置するよう働きかけるものとする。
なお、その設置については、インターネット等を通じて周知を図るものとする。

第3章 農地中間管理事業の実施方法

(借受けを希望する者の募集)

第14条 公社は、法第17条の規定に基づき、地域の実情を考慮し、市町村又はこれより小さな区域ごとに当該区域に存する農用地等について、期間を区切らず1年を通じて、借受希望者を募集するものとする。

- 2 借受希望者の募集に当たっては、事前に当該区域における農用地利用の特徴及び担い手の多寡を明らかにしたうえで実施するものとする。
- 3 借受希望者の募集にあたっては、借受希望者の現在の農業経営状況、借受けを希望する農用地の種別、面積、農用地の条件、作付けしようとする農作物の種別、借受けを希望する期間、農用地を借り受けようとする理由等について把握するものとし、必要な場合には、ヒアリング等を実施するものとする。
- 4 募集は、インターネットの利用、その他の方法により行うものとする。
- 5 公社は、市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等関係機関と連携し、新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の、地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて、募集に応じる者が少ないと見込まれる場合や地域内に担い手が十分でない地域においては、公社は地域内外の農業者や法人等に対し、募集に応じるよう働きかけることができるものとする。
- 6 公社は、法第17条第2項の規定により、募集に応募した者及びその応募内容について、氏名又は名称、当該区域内外等の農業者の別、希望する農用地の種別・面積、作物の種別等の情報を整理し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(農地中間管理権に係る契約を解除する場合の基準)

第15条 公社は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当する場合には知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をすることができるものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後、2年を経過してもなお農用地の貸付を行うことができる見込みがないと認められる場合
 - 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となった場合
- 2 解除に当たっては、所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担する等の条件を了解した上で解除を希望しない場合等には、解除しないことも検討するものとする。

(賃貸借又は使用貸借の解除)

第16条 公社は、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、賃貸借又は使用貸借の契約を解除することができるものとする。

- 一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき
- 二 正当な理由がなく、公社が求めた農用地等の利用状況の報告をしないとき

(賃料の水準等)

第17条 公社が借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上決定するものとする。ただし、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするために必要があるときは、公社は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定することができるものとする。

(管理等)

第18条 公社は、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項の管理のための耕作は、地域における農用地等の利用調整活動によっても、当該農用地等の貸付け等を行う相手方又は一時的に貸し付ける相手方が当面いない場合に限り行なうものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第19条 公社は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。

2 公社は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、山梨県知事の認可を受けた日から施行するものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

この規程は、平成29年9月21日改正し、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。